

唐代の塩商

横山 裕男

【要約】 唐の中期、国家財政の膨脹に対処するためにはじめられた塩の専売は、あらまし全国庫収入の20%ほどの専売税収を期待出来た。ここに登場する塩商は、大地主或は富商であり、科差の負担を免除されて居り、更には、自己の院場の課利収入をあげようとする官吏との結合から生じた「虚估」によつて多大の利益をあげ得た。一方、郷村では見銭で塩を購入し得るものは少く、塩価と米価の不均衡という不利な条件の下での博易・賒貸によるものが多く、塩商に対する借財から、担保としての田産・人身が塩商の下に集中し、新しい型の大土地所有（宋代以後に見られる型の）はこの面からおしすすめられて行つた。

この過程を追求しようとしたのが本稿の目指すところであり、茶商・借商などの論考は後日を期したい。

一

唐から宋への変革をどのように解釈するかはさておき、
変革を述べる場合多くは均田制の崩壊と大土地所有制の普及から説きおこされるのが普通である。ところが均田制については、どの程度実行されたかということになると甚だ曖昧なものとなつて居る。わからないものの崩壊から王朝の没落を説きおこすことに対して私は大きな疑問を抱かざるを得ない。私は方向を換えて、安史の乱以後に立てられ、

宋以後に受けつがれて行つた諸制度が成立期に於いて、社会に如何なる影響を与えたか、そしてそれは如何なる歴史的意義をもつものであるかに注目することの方が唐宋の変革をよりよく解釈することに通ずるのではないかと思う。ここでは塩専売につれてその存在が多くの為政者の議論を生んだ塩商について考察し、将来私の唐宋変革研究の一助としたいと考える。

塩の専売については二つの方法がある。一つは官が塩の生

産場を管理し、塩を商人に売り渡す際に専売税をかけ、売り渡し後は商人の勝手にまかせる通商法といわれるものであり、一つは、官が生産から消費者の手に渡るまでの全過程を管理する権塩法といわれるものである。宋代には通商と権塩とは区別されて地域によつても通商地分・権塩地分がはつきりと区別されて居るが、『宋会要輯稿』食貨 塩法雜録)、唐代にはこの間の区別がなく、おしなべて権塩と呼ばれて居るが、実は通商法によつたものであつた。『新唐書』54食貨志に、劉晏が塩法を行つたことを記すが、その一節に出塩の郷は旧監の例に因つて吏を置き、亭戸は商人に驅してそのゆく所をほしいまみにせしむ。

とある。ここで旧監の例によつて云々というのは、乾元元年に行われた第五琦の法を踏襲したことを指すものである。第五琦の法は、塩の生産地に監院を設け、游民や前から煎塩を生業としていた人々を亭戸として塩の生産に従事させる。そのために雜徭の負担を免除した。生産された塩は官が収容して、一斗毎に原価の十銭に百銭の専売税を加えて商人に売り渡すしくみであつた。劉晏はこれを踏襲したのである。以後唐一代を通じてこの法は根本的に改変される

ことがなかつた。

劉晏は第五琦の方法に改良を加えているが、その大きなものを拾つて見ると、

(一) 亭戸から商人へ官の手を経ずに売り渡される私塩の根絶を徹底するために、巡院十三を置いて取締りにあたらせ、塩課収入の少い院場に対してはその成績を官吏の勤惰の標準として考課の資料とする。

(二) 塩商のもたらす塩貨の流通をたすけるために、地方地方で、それまで独自にかけていた通行税を廃止し、勝手に堰埭を設けて商人を困しめることを禁ずる。

ということが出て来る。こうした努力の結果その初年には六十万緡であつた塩利収入の年額が、末年には六百万緡に達したといひ、大曆末年の国家総収入は一千二百万貫で、塩利収入はその半数を占めたといひ(『唐会要』87 転運塩鉄 總叙。『新唐書』54食貨志)。又、各記録が「民貴きを知らず」といひ、永泰・大曆頃の米価が大体一斗当り五〇八百銭であつたといふから(表3参照)一斗百十銭、商人利益を見込んで百五十銭ほどの塩は、後に述べるように博易、賒貨(のべうり)によつたとしても苦痛ではなかつた

とを意味するといえるのではないだろうか。

ところが元和頃になると状況は一変して、米価の暴落と塩価の騰貴とで価格の比が不均衡となり、農民にとつて塩の購入が相当苛重なものとなる。一体、唐の塩利収入は、一定の目標額がなく、とればとれるほどよいという態度であつた。塩利収入が、国家財政の支出額に対して増加した場合、他の税目を免除しようとし、国家財政が膨脹すると雑多な税目が立てられるといつた方式がとられた。唐末になると雑多な税目はたてられこそすれ、廢されることは少く、その割合に総収入は却つて減少するという状態になると税制の混乱そのものから唐朝は衰亡の一途をたどらざるを得ぬことは後述のごとくである。

附言すると、南北朝時代にも塩生産地の管理が、朝廷の手によつて行われたことがあるが、それは、税収をあげる事が目的ではなく、塩産地を民の自由にしておくこと附近の大姓豪戸がそこを抑えてしまつて一般人民が塩を食えない状態になるので、朝廷の恩恵として、人民が均等に塩にありつけることが出来るようにしてやるという態度から出たもので、唐中期以後の塩専売とは全く性質を異にする。

唐前期も、塩産地の人民は租とし塩を輸し、残りは或る率の税がかけられて販売されるという方法によつて居つた。

本稿では、かかる塩専売制の中でその活躍が目ざましくなつた塩商の性格を考察したいと思う。

二

さきに述べたように、塩利収入は国家財政上の重要な費目にあたるわけであるが、国家としては、出来る限り一定額を確保したいわけである。従つて、塩院の官吏に対して、塩商に対する売り渡し高によつてその職務に対する勤惰の標準を計るめやすとし、賞罰の資料とした。

塩院には權塩使・推官・巡官・院官などの官と若干の胥吏が置かれて居り(塩州の烏池では胥吏の額は百三十人)、塩亭戸に対する監督、塩商に対する塩の売り渡しと權税の收納等にあつた(『唐会要』88塩鉄使)。彼等は塩商に対してどれほどの塩の売り渡し、どれほどの權税を收納したかが成績となるので、成るべく多数の塩商を自分の関係する院場に招こうと競争するようになった。白居易はこのようなことが塩法の紊乱をもたらすものと考えた。『白香山集』45

議塩法之弊に、

臣おもえらく、鹽薄の由は、院場はなほだ多く、吏職はなほた衆きの故に由る。何となれば、今の主る者は、歳ごとに其の課利の多少をみて焉を殿最（しりぞけすめ）し、焉を賞罰す。院場既に多ければすなわち各々商旅の米たらざるを慮る。故に其の塩を^{うば}義して多く焉に与う。吏職既に多ければすなわち其の課利の優ならざるを懼る。故に其の貨を慢^{まご}にして苟に焉に得んとす。塩羨なればすなわち幸生じてあくこと無きの商趨く。貨慢なればすなわち濫おこりて用うなきの物入る。ゆえに塩愈費すに官愈耗^{きよ}い、貨愈虚にして商愈饒たり。法行わると雖も姦縁り、課存すと雖も利失わる。

とあり、各院場は多数の商人を自分のところに誘つて少しでも多くの塩を売り渡して成績をあげんがために余分のものまで水増しして商人に渡し、商人はそういう院場をねらつて集つて来るのであつた。そのようなわけで大量の塩が出て居ながら実際の収入はあがらず、商人のみいたずらにその財を肥やすことになつた。ここに「虚估」の風がおこつた。『新唐書』45 食貨志に、

包估、汴東水陸運兩稅塩鉄使と為り、漆器・瑤瑁・綾綺を以つて塩価に代うることを許し用うべからざる者も亦高估にして之を售い、

虚数を広くして以つて上を固みす。亭戸は法を冒して私販絶えず、巡捕の率州県に遍くして塩估益々貴し。商人時に乘じて利を射、遠郷の貧民、高估に困しみて淡食する者有るに至る。

と、錢の代りに他物の珍貴なものを納めて塩価に充てたが、中には物の役に立たぬものまでが含まれていたことを記して居る。珍品の時価を見積るわけであるが、實際は、見積りの13%ぐらいにしかあたらないことは、同じく『新唐書』54 食貨志に、李錡が塩鉄使であつた時のこととして、

塩鉄の利は私家に積み、国用耗屈して榷塩の法大に壞たれ、多く虚估をなし、千錢を率するも百三十に満たず。

とあつて、時価千錢と見積つた物も実際には百三十錢にしかあたらないことを記して居る。塩商の手に渡る塩は、この率を標準にして考えると、その87%はただ同様のものであつたわけで、消費者に売る時には専売価で取引したであろうから、「貨愈虚にして商愈饒たる」状態は抜き難いものとなつたであろう。

次の表は貞元二年と永貞元年から元和七年に至る迄の塩利の収入表である。数は『冊府元龜』493 山沢により十位以下は切捨てである。

表 1

年 代	西 曆	実 估 (貫)	虚 估 (貫)	実 虚 比
貞元 2	786	—	6,596,000	—
永貞元	805	—	7,530,100	—
元和元	806	—	11,280,000	—
2	807	—	13,057,300	—
3	808	7,288,100	17,815,100	1 : 2.5
4	809	—	18,053,600	—
5	810	6,985,500	17,463,700	1 : 2.5
6	811	6,859,100	17,120,100	1 : 2.5
7	812	6,784,400	12,170,000	1 : 1.8

あるから、まさに「塩惣費すに官惣耗す」るわけである。

劉晏の末年には、塩利収入は全国家収入の半を占めた。

しかし、この様なことは以後には見られない。資治通鑑 273

の胡注に引く李吉甫の元和国計簿によると、元和の兩稅・

權酒・斛斛・塩利・茶利の總収入は三千五百一十五万一千

二百二十八貫石で、天宝年間の賦稅收入に較べて一千七百

一十四万八千七百七十貫石の減少を示して居る。元和三年

表から推算出来る

ことは、実虚の比は

凡そ一對二・五即ち

実稅収は名目上の 40

%ほどであつて、し

かも実稅収は劉晏時

代のそれとあまり変

動はないことである。

実估と虚估の差、60

%ほどは商人の手に

歸し、実際に塩は手

渡されて居るわけで

の数を取つて塩利の占める割合をとると、実估で約 20%、

虚估で約 50%になる。国家の収入塩利半に居るといふ姿は

名目上は依持されて居るが實際上は、そううまくは行つて

居ない有様である。しかも、この数は元和年中の実虚兩數

が出て居るものの最高數をとつたものであることに注意し

ていただきたい。

三

国家としては、塩の消費迄自ら管理することを断念した

以上、はかることは多量の塩を商人に売り渡すことである。

そのためには商人に優遇の条件を与えねばならない。その

第一の条件が差役の免除であつた。『冊府元龜』493 山沢、

長慶元年三月の条の王播の奏に、

應管煎塩戸・塩商並に諸の塩院停場官吏所由等は、前後の勅制に

よるに、兩稅を除いては差役追擾するを許さず。

とある。煎塩戸・院場の吏のみならず塩商も差役免除が許

されていたのである。ところが誰も彼もが塩商になり得る

かというと決してそんなことはなく、塩商になるためには

先ず專売税を見錢で塩場に納入しなければならぬ。多額

の見錢を一時に納入出来るだけの能力あるものは、自然その範圍が定まつて来る。白居易『白香山集』45論塩商之幸に、

臣又見るに、関より以東、上農大賈は其の資産を（見錢に）易えて、入れて塩商となるに、率ね皆多く私財を藏し、別に轉販を營む。少しく官利を出すは唯隸名を求むるにあり。居るに征徭なく、行くに權税なし。身は則ち塩籍に庇われ、私は尽く私室に入る。此れ乃ち下農商に耗ありて、上筭權に益なし。

とある。白居易から見れば、少しく官利を出すにすぎぬものであつても、堪え得るものは大地主か大商人に限られたのである。塩商の名を得た商人達は、塩の販売のみに従事せねばならぬというわけではない、その他の貨物をも販売出来る上に、差役免除という恩典が加わり、しかも行く先々の塩場では納入した權税以上に塩を渡して呉れるという下にもおかぬもてなしぶりである。その結果が渡された塩の60%は塩商自身のみにいりになるのであるから、これで財を為さぬのは余程へまな塩商であることになる。

これ等塩商から税を吐き出させようと眼をつけたのが軍事費の獲得に急であつた諸道の節鎮である。

これより先、安史の乱の頃から、諸道の節鎮が軍資金にあてるといふ名目で税関を建て渡し場や市等で價格の見積りをして一貫文ごとに或る割合で税をとることがはじめられた。上元年間には、江淮の堰塘でも通過する商旅の舟から塔載量に準じて税をとることがはじめられ、これを「球程」といつた（『通典』11雜税 開元十八年条の夾注）。この際、第五琦から劉晏に至るまでの間は塩商も課税の対象になつた。劉晏が塩商に対するこの種の課税を禁じたことがあるが、時に課税の対象となることがその後にもあつた。時代はずつと上るが李琦が貞元十年頃潤州刺史となつて塩鉄使となつて朱方（鎮江府）に治所を置いた時、塩院の津堰、供張侵剥し紀極を知らず、その後、公路でない私路や小堰すらもが往來する商旅から錢物を誅求するようになつた（『唐會要』87 轉運鹽鉄總叙）。更には、『冊府元龜』493 山沢

元和十三年三月の条に、

應諸道州府が先に請いて茶塩店を置き税を収さむ。

とあり、地方の設置した茶塩店では塩商ももちろん課税の対象とされたことを記して居る。又『唐會要』84 雜税 開

成二年十二月の条に、

泗口税場は、あつる経過の衣冠・商客の金銀・羊馬・斛斛・見銭・茶塩・綾絹等に一物以上並に税す。

とあるのも同様である。唐も末葉になるに従つてこの傾向は強くなり、更に度々の禁令にも拘らず節鎮が独自に税場を設けるに至つて、商人のこの種の税負担は莫大なものになつた。塩の専売にとつて重大な問題となる私塩の発生も、その一因はこんなところに潜むのではないだろうか。全国的に関税網がはりめぐらされれば、商人としてはそこで吸い取られる額を見合せてなおかつ自己の利益に帰するような方法を考えるのは、当然である。ここに塩亭戸から直接買いとる密買が始まる。相度高額に買いつけても専売価以下に買えればそれで利益は上るわけである。これに加えて唐の塩専売は通商法によるものであり、しかも虚估の風が加わつたので、一度塩商の手に帰した塩は、正式のルートによるものか又は私塩であるかの区別はつけがたいのが実状でなかつたかと思われ、一部の官塩に多数の私塩が夾帯されて塩商達によつて運ばれたものと考えられる。法令上の私塩取締りの罰則が後代ほど嚴重になつて行くのは、関税網が密になつて行く過程とほぼ並行して居る。これを裏

面から見ると如何に罰則を重くして見たところで、専売法そのものがすでに官塩・私塩の区別をつけがたくして居ることと、唐朝にとつて節鎮の堰堤を取締る実力が欠除して居たことを物語り、いたずらに罰則を重くした、「こけおどし」の政策にすぎないということが出来る。

私塩は関税網の密度に並行して盛行するようになつたと思うが、その種類も多い。塩商が塩亭戸から官の手を経ずに買い取るのがもつとも普通の在り方であるが、その他に、盗鬻の塩、硝塩がある。

盗鬻の塩は安邑・解県のいわゆる両池の塩に多く、一石の盗鬻で死に至るとされ、盗鬻の塩の仲介をした坊市の居邸主人・市僧もその罪を問われた(『新唐書』54食貨志)。又塩池附近の塩分を含んだ土を盗刮すると、土一斗が塩一升にあたるものとされた。塩池附近の土にまで思いをいたさねばならないほど塩利収入は国家財政にとつて重要なものであつた証佐でもある。

硝塩は、塩分の多い池に生ずる植物を焼いてその灰から精製される塩である。

『旧唐書』17上 文宗紀 太和二年三月の条に、

度支奏すらく、「京兆府奉先界の鹵池は、側近の百姓水栢柴をとり焼灰して煎塩し一石の灰ごとに塩一十二斤一兩を得。法を乱すこと鹽土より甚し云々。

とあり、この風がすでに以前よりあつたことは、『冊府元龜』⁴⁹⁴山沢 同年の条に、

度支奏すらく、「先に兩池權塩使の申を掬けたるに『長慶三年二月十五日、奉先界に於きて水栢柴灰四十石六斗二升を捉獲し、數内より一石を取り煎したるに塩一十二斤一兩を得たり。使司は是れが鹽土を盜刮し、妄に水栢柴灰なりと称せんことを恐れ、重ねて水栢柴三十斤を取採し、燒きて灰二斗二升を得、煎して塩二斤一十二兩を得たり。従前未だ明勅の禁斷するあらざるに縁りてのゆえに百姓故に抵犯するあり。伏して栢柴灰を以て比会煎試するに、獲る所の灰により、旧試の例に准じて、約塩一斗八升を得たり。鹽土もて煎塩して収むる所の塩に比類するに分數較多し、其の鹽土は亦勅条の禁止せるあり。其の水栢柴灰の法を乱すこと鹽土より甚し。因循すべからず」と。臣今商量するに、今より已後、水栢柴灰重さ一十二斤を盜採するを捉獲すれば即ち塩一斤に計り、灰一斗を犯さば即ち塩一斤四兩とし、並に兩池の例に准じ、八斤は計折して鹽土を刮し煎るを犯すの勅条に同じくし、節級科罰せん。冀うところは、塩法齊一にして權課の弊を免るるにあり」と。

之に従う。

とあり、水栢柴を焼いた灰から塩を精製することについてそれまで禁令のなかつたものを禁斷している。しかも相当な量の塩が取れたこともわかるであろう。

以上のような方法で製造された塩が塩商の手によつて各地に運ばれたことは、『冊府元龜』⁵⁰⁷俸祿 太和七年の条に、

勅すらく、中書門下省の將る本錢は諸色人に与えて驅使官の文牒を給し、江淮諸道に於いて経紀せしめて年毎に利を納めしむ……聞くならく、皆是れ江淮の富豪大戸にして利を納むること殊に少く、影庇はなはだ多し。私に茶塩を販して頗る文法を撓む。

とあり、私塩販売商人は同時に捉錢戸でもあつて、州県では手のつけられぬ存在であつたわけである（拙稿「唐代の捉錢戸について」『東洋史研究』17-2）。唐代の塩商は従つて官塩の販売者であると同時に私塩の販売者でもあつたわけで特典のつきまとうところは恰も蟻の甘きに集る如くいろいろな手段をつくして入り込んで来る。塩商には州県裁判權廻避の特權はなかつたから、これを得るために捉錢戸になるものが多かつたのである。

このような塩商の在り方と虚估のみ多く、実積のあがらぬ事態に手を焼いた唐朝は官營直売場を置いて実収をあげようとしている。『冊府元龜』493 山沢 長慶元年三月の条に、
 塩鉄使王播奏すらく、「諸道の塩院、塩を糶して商人に付するに、請うらくは、斗毎に五十を加え、旧に通じて三百文の価とせん。諸処の煎塩停場に小舗を置きて塩を糶し、斗毎に三十『旧唐書』48 食貨志上、『唐会要』88 塩鉄は二十に作る」を加え、旧を通じて百九十文の価とせん」と。……之に従う。

とあり、商人売渡し価格より百十文安く売るわけである。尤も、ここで「旧に通じて」とあり、この年以前にも直売があつたと思われるが、それを証拠だてる直接的記録はない。この手段も実効はそれほどでなかつたと思われる。何となれば、商人たる者賤きに趨つて利をあげんとするのはきまりきつたことで多くは直売場に赴いて買い取ろうとして、ますます一斗三百文もの専売税を支払つて買い取ろうというものは少なくなるはずであるからである。

四

長慶二年三月に、国家自ら塩を販売し、通商法を止めよ

うという議論が出たが、種々の反対があつて沙汰止みとなつた。主張者は鴻臚卿判度支であつた張平淑であり、反対者の中心は中書舍人韋處厚と韓愈であつた。『旧唐書』16 穆宗紀張平淑は利害十八条を述べて居るが韋處厚・韓愈もそれぞれ一条ごとに反対意見を述べて居る。韓愈の反対論は『韓昌黎文集』8 に収められて居て『冊府元龜』493 山沢に載せる韋處厚のそれよりは、より實際的であり、精彩がある。韓愈の議論の中から、塩商の性格を語るものを引き出してみると、唐代の塩商と一般消費者との関係が先づ語られる。

張平淑がその一条で、州府をして人を派遣して、州府自ら官塩を糶し、実估の匹段を取め、省司が旧例に準じて支用すれば、自から利を獲ること一倍ならんと云つたのに対して、韓愈は次の如き反対論を述べている。

臣今通計するに、所在の百姓は貧多くして富少なし、城郭を除くの外見錢もて塩を糶すことある者、十に二三なし。多くは雜物及び米穀をもつて博易す。塩商は利已に帰すれば、物無ければ取らず。或は従りて升斗を賒貸し、約するに時熟に填還するをもつてす。ここをもつて取済兩ながら利便を得たり。今州縣の人吏をし

て鋪に坐して自糶せしめん、利は已に閑らざるに、罪は則ち身に加わる。見錢及頭段の物を得ざれば、官利を失せんことを恐れて必ず敢て糶せざらん。

即ち、当時の社会にあつては、城郭内に居住する人々を除いては見錢で塩を購入するものは十分の二三に足りない有様で、多くは塩商の必要とする雜物や米穀で物々交換して居た。塩商の方でも、塩場で權税を納めた以上所詮自分の利益になることなので、それに甘んじ、交換物資がなければその場でとらうとはせず、必要分量の塩を貸して後その代価を得ようとする(除貸)。ここに夏秋の收穫時に代価を支払う約束が成立して塩の受け渡しがなされ、売る方も買う方もそれで便利を得て居た。それなのに州県が人吏に糶らせることになれば、人吏は利益をあげても自分に關係のないことであるのに、欠損が生ずればそれは己の責任となつて罪を被らねばならぬので、見錢或はそれに代わる交換物資がなければ官利の亡失を恐れて糶らなくなるだらう。官糶の便ならざるゆえんである。ここに除貸の際に、もし收穫時に約束が果せなければどういうことになつたのであろうか。約束の果せないことは担保物件が塩商の手中に帰

すことを暗示する。幾何かの利息が除貸の際に附されることは云うまでもなからうから、約束の果せない人々も相當數にのぼつたと考えられ、それらの人々の手をはなれた担保物件——多くは田産であつたろう——は塩商の手中に入つて、塩商たる上糶・大賈の財はますます増加したことであろう。白居易が見た塩商の姿は実にかかる状況に於けるものであり、筭權に益なしと感じられたのであるが、韓愈の目に映じたことは、塩商の姿はなるほどそうであつても、それでもなお官糶よりは利便が多いという点であつたのであろう。韓愈のその状況の中で何とかしようとする良く云えば現實的、悪く云えば因循怙息な政治家としての性格が良くあらわれて居る。

次に、張平叔が郷村の州県治所在地より遠いところには所由をして塩を運搬せしめて、村に就いて糶らせしめ百姓に闕塩の苦を得ざらしめようという意見に対して、韓愈は次の如き反対意見を述べている。

臣おもえらく、郷村遠處は或は三家五家、山谷に居住し、人吏をして塩をもつて家ごとに至り戸ごとに到らしむべからず。多く將らせば即ち糶貸尽きず、少く將らせば即ち錢を得ること多きなし。

其往来を計るに、自ら糧食に充つるに足らず。比來、商人は或は自から斗石を負担し、往いて百姓と博易す。冀う所は平価の上に利三兩錢を得んとするにあり。所由が官の使う所となりて、村に到るの後必ず百姓の供応を索めんとすることの利するところ至りて少なく弊たる即ち多きの比ならず。

即ち、鄉村でも州県治からはるかはなれた三四家の所とか山間、谷間の人家の少ない所は州県が人吏を派遣して塩を売らせるには収支の償いがつげがたい。商人が塩を担つてそんなところにまで出かけて往つて人々と物物交換でもしよつというのは彼らのささやかな射利の意図がさせるので、人吏が官のために出かけていつて、官利を亡失せぬために人々に種々の供応を索めようとする時の、利益が少ない割合に弊害の多いことの比ではない。と極力塩商の弁護にまわつて居る。

又、張平叔が、浮奇姦滑なるものがいたずらに富み、土著して本業を守るものは日ごとに貧しくなつて居るが、若し官が自ら塩を糶れば、貴賤貧富、士農工商、道士僧尼、并兼游惰を問わず、其の食する所によつて官に錢を輸することになるし、又諸道軍や諸使の家口親族で、影占されて

曾つて税を輸さざるものも、若し官が自ら塩を糶れば、一人として課税もれになるものはなからう。という意見に対して、韓愈は次のようにいう。

臣おもえらく、此数色の人等は、官が未だ自ら塩を糶らざるの時より塩を糶いて食う。官の自ら糶るを待ちて然る後に塩を食うにあらざるなり。若し官自ら塩を糶らざれば此色の人等は塩を糶いて食わず、官自ら塩を糶して即ち糶いて之を食うとなれば即ちまことに平叔の言う所のごとし。若し官自ら糶ると糶らざると皆常に塩を糶いて食うとなれば即ち今官自ら糶るも亦利なきなり。いわゆる其の一を知りて其の二を知らず、其の近を見て其の遠きを知らざるなり。國家の權塩、糶りて商人に与へ、商人權を納れて、糶りて百姓に与ふ。即ち是れ天下の百姓、貧富貴賤となく皆已に錢を官府に輸せるなり。國家と交手して錢を付し、然る後に錢を官に輸せりと為すを必せざるなり。

張平叔は、塩商その他影占戸の税を輸さずに富んでゆくのを攻撃するが、國家がそんなことにまで手を出さなくても、人間が塩を食う以上、すべてが税を取めているので、國家と直接錢物のやりとりをしなければ、税を取めていないと考えるのは愚の骨頂であるというのである。韓愈の意見は勿論、官糶にしても経費を考え合せると通商によるのも同

じ効果しかない、同じ効果のものなら塩商も消費者も便とする現行のままにしておいた方がよいという考えから出た意見であるが次の意見は、どちらかと云えば更に塩商擁護論を表に出して居る。

張平叔が、商人が手持の塩をすべて官に納めてしまつたら、輒しく諸軍・諸使の下で職掌を求め、錢を把り、店舗を管理し、莊田・碾磴の管理人となつて影庇を求めざるを得ざらしめようといつたのに対して、韓愈は次のようにいう。

臣おもえらく、塩商は権を納れて官の為に塩を糶り、子父相承けて、坐して厚く利を受く。之を百姓に比するに実に校優たるも、今既に其業を奪い、又禁じて職事を求覓し及び人の為に錢を把し店を捉し、莊磴を看守するを得ざらしめんとす。何の罪にてか一朝にして之を窮蹙するやを知らず。若し必ずこれを行えば、即ち富商大賈は必ず怨恨を生じ、或は重宝を取市して反側之地に逃入し、以つて寇盜に資せん。此れ又慮んばからざるべからず。

韓愈は塩商は富商・大賈より出て居ること、一般の人民に比して優遇されて居ることを重々承知の上で、それでも敵にまわすよりは良いという意見を持つて居た。この意見が入れられて、張平叔の意見が却下されたことは、塩商がと

もすれば、塩商の名の下に白居易が見たような行爲に出ることの多いことを承知の上でなお且つ、塩商のもたらす専売税収にたよらねばならない事態に立至つていた長慶頃の唐朝の在り方を余すところなく描き出して居るのではないだろうか。

塩商は一方では節鎮の役人ともなり、節鎮名下に影庇された店舗・倉庫の管理人であり又、同じような状況に於ける莊園・碾磴の管理人でもあつた。塩商が節鎮に影庇を求めるのは、軍用金の名で吸い取られる関税廻避と大きな関係があると考えられる。先に述べたように節鎮が茶塩店を設けて税を収める場合、自己の職掌人や、店舗・倉庫の管理人、莊園・碾磴の管理人である塩商は見逃したであらうからである。

五

塩の管理を院場に限り、あとは商人のゆくままにまかすというやり方がもたらした結果は、前に述べたように、各院場間の競争をよびおこし、塩の消費量の割合に実績があらならないということであつた。ここに各生産地の塩の販売

区域の規定が行われるようになった。『唐会要』88 塩鉄・『冊府元龜』493 山沢などに、

貞元十六年十二月、史牟奏すらく、「沢・潯鄆等の州は多く未塩を食う。請うらくは一切禁断せられんことを」と、之に従う。

とあるが、この年以前には海産の塩が遠く山西にまで持ち込まれ販売されて居たのを禁止したものである。販売区域の取きめがないときの塩商の行動半径の大きさがわかるであらう。元和年間に至ると特に池塩に関する販売区域の規定が嚴重になつて来て居る。『冊府元龜』493 山沢 元和六年閏十二月の条に、

戸部侍郎判度支盧坦奏すらく、「河中兩池の鹽課鹽に作るが唐より改めたは、勅文もて只京圻・鳳翔・陝・虢・河中・沢・潯・河南・許・汝等二十五『唐会要』88 塩鉄に鐵には十五州の界内に於いて糶貨原典に糶貨に作るは誤せしむるを許す。比来因循し、兼ねて越えて興元府及び洋興・鳳・文・成等六州に入る。臣移牒して勘責し得たるに、山南西道觀察使の報に、『其の果・閩の兩川塩は、本土の戸及び邑南諸郡が市入し、又当軍士馬に供するに尚お懸欠するあり、若し數州を兼ねれば自然に闕絶せん。』と、又興元諸府の耆老の状もて申訴するを得たり。臣今商量すらく、河中の塩は請うらくは六州界に放入して糶貨せんことを」と、之に従う。

とある。ここに云う勅文とは何時のものか知る手だてはないが、元和六年十二月以前に、兩池の塩は閩内道(陝西)河東道(山西)河南道(河南)一帯が販売区域として定められて居た。ところが、閩内道に隣接する山南道(陝西・四川)の興元府などの六州は本来川塩(四川塩)の販売区域であつたが、その産額が少いたためあつて池塩が流入するにいたり、止むを得ず六州を池塩の販売区域として承認するに至つた経緯を示して居る。塩商の行動半径は販売区域が規定されても、その壁をのりこえて拡大しようとしたので時には政府が事情を考えて変更を許可せざるを得なかつたのである。けれども、販売区域を定めて塩商の行動半径を極力制限し、塩産地に於ける塩利収入を均等に保とうとする努力は怠つてはいない。

唐の塩商の在り方のあらまはしは、今まで述べた如くであるが、その詳細な出自とか、塩場亭戸との関係などはにわかにかみ難い。例えば亭戸との関係について、清代に於けるが如き、亭戸を支配する『場商』のようなものも次第に出現しつつかつたろうと思われるが、その裏附けとなる記録を見出せないで、問題としてのこしておくことにした。

六

塩商が塩を消費者に売り渡す時に、ただちに代価を取らない「賒貸」によるものがあつたことは先にふれた。「賒貸」が塩商の畜財と無関係でないことにも言及したが、ここで塩商の畜財の過程をもう少し考えてみよう。

塩商が塩場で塩を受け取る際、見銭を支払うのが原則であつたが、後にいわゆる「虚估」の風がおこつて、実際には百三十文にしかあたらぬものが干銭に値ぶみされるのであるから、87%ほどは、ただ同様の塩が得られるわけで、これを専売価格で売れば、文字通り濡れ手で粟である。塩商は塩を担つて郷村に趨くが、当時の郷村では見銭で塩を購入し得る者は少く、多くは絹・米などによる物々交換である。米価の貴い時はそれでも良いが、賤い時は、塩一斗を購入するに要する米は相当数にのぼつたから消費者の負担は莫大なものとなる。『李文公集』⁹ 改税法によると、元和末年の絹価は一匹八百文、米価は一斗五十文であつた。米で塩一斗を得ようとすれば、七斗余りの米が必要である。ところで郷村の農民は、収穫に先立つて粟麦の価格を見積

つて借金をし、収穫期が来ると、粟麦で返済し、その上に官に税を収めなければならぬので、借金を返済し、税を収めて見ると一粒も自己の手許に残らぬものが多く、『韓昌黎文集』⁸ 論變鹽法事宜狀)その上に塩をたとい物々交換であるにせよ購入する余裕はなく、「賒貸」によらざるを得ないが、「賒貸」によると利息が附加されるから収穫期に弁済出来ぬ者があり、これ等は身売りするか、逃亡するかの途をたどる。若し、収穫時に何かの事情で米価が騰貴したとしても、契約時の時価によつたと考えられるから、この情勢には変化はない。韓昌黎文集⁸ 応所在典帖良人男女等状に、

右、律によるに良人男女を典帖して奴婢と作して驅使するを得ずと。臣さきに袁州の刺史に任せしの日、州界内を檢査して、七百三十一人を得たり。並に良人男女なり。律に準じて備を計り直に折して一時に放免したり。其の本末を原ぬるに、或は水旱もて不熟なるにより、或は公私の債負により、遂に相典帖し、漸く以つて風を成す。名目殊にすと雖も、奴婢たること別ならず。……袁州に至りて小さきに尚七百余人あり、天下の諸州、其の數固より当に少なからざるべし。

とあり、借財によつて身売りするもの多いことを記して居る。塩商の「賒貸」がこれに一役買つて居ることは云うまでもあるまい。このような人戸は、韓愈のような地方官に出会えば、放免されることもあつたが、多くは逃亡人戸として扱われたのではあるまいか。

韓愈は、人戸の逃亡の原因は塩価が貴いからおこるのではないと云つて居るが、李翱も、

建中元年初めて兩税を定めてより、今に至る迄四十年。當時絹一匹は錢四千となし、米一斗は錢二百とす。税戸の十千を輸ず者は絹二匹半にして足れり。今の税額は故の如きに、粟帛日々に賤く、錢益々重を加え絹一匹の価は八百に過ぎず、米一斗は五十に過ぎず。税戸の十千を輸ず者絹十有二匹にして然る後可なり。……たとい官虚估を雜えて以つて之を受くるも、尚お絹八匹にして乃ち僅々十千の數に満たすべきのみ。(『李文公集』9 改税法)

といつて、兩税負担がすでに建中初年に比して三倍になつて居ることを指摘して居る。之に加えて、茶・塩等の間接税がしかも「飽くなきの商人」によつて「賒貸」などの手段で吸い取られるのであるから、塩商と逃亡人戸の増加とは無関係であると云い難い。因みに元和年間の逃亡戸増加

の有様を見ると、

(1) 百姓日々に蹙して散じて商となり、遊を以つてするもの十の

三四。(『李文公集』3 進士策問)

(2) 六年、衡州刺史呂溫奏すらく。当州旧額の戸は一万八千四百

七。貧窮、死絶、老幼、单孤、不支濟等を除くの外、差科に堪うるの戸は八千二百五十七あり。臣到るの後戸税を团定し、次いで所由の隠蔽して税を輸せざるの戸一万六千七を検責し出せり。(『冊府元龟』486 遷徙)

(3) 元和十五年。李渤の疏に、臣出使経行し、利病を歴求したるに、竊かに知るならく、渭南縣長源郷は本四百戸あるに、今は纔に一百余戸。閩郷県は本三千戸あるに今は纔に一千戸あるのみ。其他の州県も大約相似たり。積弊を訪尋するに、始は逃戸を均攤するによる。(『旧唐書』171 李渤伝)

などに見るように、三分の一ぐらいの人戸の逃亡が見られる。逃亡人戸のすべてが、その土地をはなれてしまふとは考えられなく、多くは(2)の例のごとく、隠蔽の戸であつたのではないだろうか。

隠蔽戸・逃亡戸の増加は租税収入の減少を意味する。従つて、これをカバーするために雑税目が増加されねばならない。塩に続いて茶・酒・屋税・除陌・借商などの税が

立てられた。これらについてはいずれ稿を改めて論考したいと考えているが、商人としては、吸い取られる分を見込んで利益を計る必要に迫られるわけである。ところが、当時の郷村では、見銭にせよ、博易にせよ、ただちに代価を支払い得るものは少く、多くは「賒貸」によつたことは先述したごとくである。従つて土地の兼併はこの面からもおしすすめられて行つた。土地の兼併が、塩商をはじめとする商人の手によつておしすすめられたとすれば、商人の在り方からして、分散的な土地が一人の手許に集つて、総額としては成る程大土地所有になるが、六朝時代からの一所に集中した大土地所有とは異つたものとなる筈である。宋代以後の大土地所有形態は、こうした商人の活躍によつてもたらされたものと云うことが出来ると解釈する。

雑税目が多くなつても、国家収入は却つて減少して居ることは、先に引いた『資治通鑑』の胡注にあらわれている如くであり、又表1に示したごとく、元和年間の塩利収入もそれほどに増加せず却つて減少の方向に向いつつあることが知られる。その原因は、隠蔵戸、逃亡戸の増加もさることながら、王室財政を税収に依らず、節度使、觀察使等

の「進奉」にたより、「進奉」の代償として節度使・觀察使の半独立的立場をみとめざるを得ない事情にもよつていた。すでに、長慶元年頃には、河北の塩法は「羸糜」するにすぎなくなつて居り、河北塩に対する統制は断念せざるを得ない状況であつた（『冊府元龜』493山沢）。河北三鎮の強大化は塩池おさえて居て、朝廷に代つて多額の塩利収入を期待出来るという経済的背景があつたことに注目したいと思ふ。

次表2は塩価変遷表であり、3は米価変遷表である。

表 2

年 号	西紀	権 価	出 売 価	備 考
乾元元	758	100	110	
建中3	782	300	310	
?			370	江淮塩池塩
?			320	河中両池塩
永貞元	805		250	江淮両池塩
			300	河中両池塩
長慶元	821		300	

第 3

年 号	西 紀	米 価	出 典
乾元元	758	9000	旧唐書48
元3	759	1500	唐書10
広徳元	763	1000	唐書37
大曆4	769	800	唐書37
5	770	1000	唐書11
建中初		200	唐書9
元2	785	1000	李文公集12
元8	786	1000	唐書18
貞元4	792	150	陸宣公文集18
元和4	809	20	陸宣公文集9
元和末		50	李公文集

米価の変動は、貞元八年頃から下降を示して居るが塩価は依然三百文を堅持して居る。このことは、塩商にとつて

は有利な条件として働いて居ると思う。何となれば、博易・賒貸により塩を売る場合賤い価で買いたたくことが可能である。前に見たように、兩税を輸すに手一杯であつたと

と思われる農民は、自己の食糧を保有出来ず、却つて高い米穀を購入しなければならぬ破目に陥つたであろうから、借財はかさむ一方であり、田産・人戸の塩商の下への集中

は日に日にその度を加えたであろう。こうした状況に加えて、禁軍・節鎮などへの「影占」戸の増加があり、国家財政は全く節鎮の進奉などにたよらざるを得ぬ状況となり、

節鎮の半独立態勢と、困窮農民の度重なる叛乱などがからまつて唐朝は衰亡の道を歩一歩とたどつたのである。

商人の活躍を国家財政に有利なように組織し、節鎮を全く否定し去つた宋代以後の統治方式は、唐末に於いて派生した塩商・茶商の性格が充分勘案されて来たものと云えよう。

七

以上の考察から得られたことを要約してむすびとすれば、大約次のようなことになる。

唐の塩の専売は安史の乱後の混乱した社会に対処するに必要経費捻出の便法として成立した。六朝時代の塩産地管理が、豪戸大姓の塩生産独占の結果生ずる不均衡を朝廷の手によつて是正しようとする、いわば朝廷の恩惠的態度に出たものとは自ら立場を異にする。

ここに登場する塩商は、大地主或は富商層であり、科差の負担を免除され、虚估によつて生ずる多大の利益を収め得ることが保証されて居た。塩商の相対する郷村の消費者は、多く見銭によつて塩を購入し得ない農民であり、絹価・米価と塩価の不均衡から生ずる不利な立場での博易を余儀なくされ、或は、夏秋の収穫を担保にしての「賒貸」によらざるを得なかつた。加えて、塩商は政府よりの収売価、更には、節鎮の下に成立した関税によつて吸いとられる分も見込んで塩価をつりあげようとしたであろう。唐の塩商は塩場で塩を収買した以上は初めはどこでどう売ろうと勝

手であつたし、後にも行塩地分内であれば思うままであつたからである。元和・長慶頃の米価から考えると郷村農民の塩購入に費された負担は更に加重されたであらう。「賒貸」の結果は塩商の下に、担保物件たる田産・人戸が集中することとなり、宋代以後に於ける大土地所有形態がその下地をつくつて行くことになつたと考えられる。塩商は更に節鎮の莊田・碾硯の管理人、或は職掌人となつて自己の財産をその名下に影占して朝廷の把握を逃れようとした。こうして、朝廷の税収は頓減し、多くの税目がたてられたにも拘らずその収入額は一向にふえず、給を節鎮の進奉にあおいでその半独立化を容認せざるを得ない立場に一步一步おいつめられて行つた。

商人に対する、節鎮の関税、茶税と茶商等についてはいずれ稿を更めて論考したいと考えている。

執筆 者 紹 介

横山裕男	京都大学大学院学生
永井康視	京都大学大学院学生
泉谷康夫	京都大学大学院学生
藺田香融	関西大学助教授
由比浜省吾	岡山大学助教授
村山修一	大阪女子大学教授
秋宗康子	京都大学大学院学生
野間三郎	金沢大学教授
河地重造	大阪市立大学講師
児玉識	山口県立下松高校教師
池田敬正	京都大学研修員

Salt Merchants in the *T'ang* 唐 dynasty

by

Hiroo Yokoyama

Salt was monopolized in the middle of the *T'ang* 唐 era. At the very beginning the salt monopoly was considered as a temporary measure to meet the disorder after the *An-Shih* 安史 Rebellion, but it remained through the whole era without abolition because of its gradually growing proportion in the state finance, and then it was succeeded and completely equipped by the dynasties after *Sung* 宋.

This article is to trace the character of salt merchants in the period of forming salt monopoly who acted between *Yen-ch'ang* 塩場 and *Min-hu* 民戸; the character of salt merchants was that their birth was from great landlords or wealthy merchants who could pay *Yen-li* 塩利 to *Yen-ch'ang* 塩場 at a time and at once they had that of patent merchants, by the character of which their land absorption downward was considered to be executed. Besides, while they were patent merchants in the court, it is remarkable they turned to have a close contact with local *Tsieh-tu-shih* 節度使, culminating in their gradual anti-*T'ang* 唐 character.

Thukydides' Intention in Writing History

by

Yasumi Nagai

Thukydides said he wrote his 'Historiai' in behalf of 'eternal possession' not for a temporal applause. His intention has been understood from various aspects to this day; in his scientific attitude to write history, or in the relation of everlasting and constant phusis. These interpretations, however, ever included the understanding somewhat by analogy in the methods of modern historical study, which makes clear understanding of his intention very difficult.

This article tries to understand the meaning of 'eternal possession' through analysis of his true intention, by revising his 'Historiai'. His true intention lies in enlightenment of a concrete and present correspondence of everlasting and constant humanness to the succeeding